

国空総第911号
平成29年11月2日

公益社団法人
日本航空機操縦士協会会長 殿

国土交通省航空局
総務課長

トランプ・アメリカ合衆国大統領来日に伴う便宜供与依頼に対する措置について

標記について、外務省北米局長から別添の通り、便宜供与依頼があり、これを受けて下記の通り航空情報を発行しておりますので、了知いただきますようお願い致します。

記

2017年11月5日09:00（日本時間）から2017年11月7日12:00（日本時間）までの間

在本邦アメリカ合衆国大使館（354007.04N 1394435.47E）及び霞ヶ関カンツリー倶楽部（355357.64N 1392420.16E）から半径30マイル以内、海拔15,000フィート以下の空域を飛行する全ての航空機について、以下の対応を求める。

- 1) トランスポンダを作動させること。
- 2) 飛行計画を提出すること。
- 3) 当該空域の管制業務を行う機関と通信設定し、レーダーアドバイザーを受けること。

国土交通省航空局長

外務省北米局長

アメリカ合衆国大統領専用機の運航に係る空域制限に関する
便宜供与について

アメリカ合衆国大統領ドナルド・ジョン・トランプ閣下及び同令夫人は、11月5日（日）から11月7日（火）まで随員と共に我が国を訪問されることとなり、政府は同大統領及び令夫人を同期間、公式実務訪問賓客として接遇することを了解いたしました。

今般、在京アメリカ合衆国大使館から、別添口上書をもって、同大統領専用機の運航に係る空域制限について要請がありました。

つきましては、同大統領専用機の運航に関する別紙依頼事項につき、しかるべくお取りはからい願います。

付属添付

依頼事項

- 1 管制上の措置（エアフォースワンが日本の空域を航行している間、他の I F R 航空機から水平方向に 1 0 N M の間隔を空けること）

- 2 民間航空機に対する航空情報の発出（運航者への協力依頼）
 - （1）期間：2 0 1 7 年 1 1 月 5 日 0 9 : 0 0 から同月 7 日 1 2 : 0 0 まで
 - （2）対象：在京アメリカ合衆国大使館（354007.04N 1394435.47E）及び
355357.64N 1392420.16E の地点からそれぞれ半径 3 0 マイル以内、海拔 1 5 , 0
0 0 フィート以下の空域を飛行する民間航空機
 - （3）発出内容
 - ア トランスポンダの作動
 - イ 飛行計画の提出
 - ウ 当該空域の管制業務を行う期間と通信設定し、レーダーアドバイザリーを受け
ること